

ニュース学童保育

=私たちの活動 4つの柱=
 *制度化と指導員の身分保障
 *専門性と仕事の確立
 *父母と共に学童保育運動の発展
 *全国の指導員との団結と連帯

臨時特例事業 行政、あやまっ た説明

**厚労省、
すべてFAQで
示しています。**

**「非正規は対象外」
「1年限り」など**

「行政担当者が、常勤
のいないクラブは対象外
です、と通知を送ってき
ました。「これ本当ですか？」
某自治体の組合員から相
談。

「行政担当者が、常勤
のいないクラブは対象外
です、と通知を送ってき
ました。「これ本当ですか？」
某自治体の組合員から相
談。

「行政担当者が、常勤
のいないクラブは対象外
です、と通知を送ってき
ました。「これ本当ですか？」
某自治体の組合員から相
談。

学童の所長を通じて行
政に問い合わせると「1
年限りの補助金だから取
らない方が良い、と言わ
れた」と・・・
部会からさっそく厚生
労働省へ電話。
あやまった説明をして
いる自治体があります、

と先の話を紹介すると、
厚労省は「非正規もすべ
て対象です。常勤がいな
いクラブの支援員の計算
式も、すべてFAQに書
いてありますから見ても
ださい」との回答。
そのことを、組合員に
伝えると、「もう一度、

「いつなくなるか、 分からない補助金でしょ？」 事業所にも、しっかりと要求しよう

今回の臨時特例事業学童保育所の運営者の方
も、戸惑っている感じがあるようです。

「書類が面倒そうだ」
「いつなくなるかわからない補助金だから、指
導員の方が、なくなった時に困るのではないの？」
など、消極的な態度を見せる運営者もいるよう
です。

しかし、「処遇改善事業」「キャリアアップ処
遇改善事業」も当初、そのように言われていま
したが、実際今も継続していますし、そればかり
か補助単価も上がっています。

時限のある補助金とは、どこにも書いていま
せん。

この2月からの賃金改善
を逃すと、この先ずーっと、
9000円もらいそびれるこ
とになります。事業所にも
しっかりと要求していきま
しょう。



コロナ感染、 子どもにも

お話してみます」と、
再チャレンジを決意され
ました。

にも感染するウイルスに
変異しています。
とはいえ、学童での感
染対策をさらに強化する、
というのは無理がありま
す。

やれることはやってき
ているはず。指導員
のこれまで以上の労働強
化に転嫁しないように。
自分を追い詰める必要
はありません。

オミクロン株の感染力
の強さは想像
以上です。
デルタ株
よりも



(部会事務局長

田村一志)

「もう、バッチリよ」

～特例事業、各地の動き～

上田市（長野）：市への書類提出は1月11日に

終了。高井さん、いわく「もう、バッチリよ！」

徳島市：市は予算化を決定。3回に分けて書類

を提出することになる。第1回目は2月3日

締め切り。

名古屋市：1月24日、市からメールで書類が

届く。こちら、書類提出は3回必要。第1

回目は2月15日締め切り。

桐生市：予算化の方向。書類作成は行政。2、

3月の分の補助金支給日について、行政から

組合に相談がきたそうです。